

## 第9回 魅力ある教育づくり審議会 プレゼン説明原稿

### 子どもの学ぶ意欲向上部会

#### 資料② 「ICT 機器整備 主体的対話的で深い学び」

##### ①（表紙）

「子どもの学ぶ意欲向上部会」での「子どもの主体的な学びの育成」の議題に際して、（3）ICT 機器を効果的に活用した授業づくりについてプレゼンさせていただきます。

②まず、国が示している今後の教育政策に関する基本的な方針について簡単ではございますが、ご説明させていただきます。教育政策推進のための基盤の整備に向け、

- 1) ICT を活用した効果的な授業の実現
- 2) 教職員の業務負担軽減
- 3) 無線 LAN 経由でインターネットを利用できる環境の整備
- 4) 統合型校務支援システムの導入・普及を加速化
- 5) ICT の利活用は、障害のある児童生徒等に対する合理的配慮の提供の  
観点からも重要

とされております。

③その水準を目指し、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画（2018～2022 年度）」を策定しました。

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的に ICT を活用することが想定されています。

④具体的に、2018 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針で目標とされている水準をご覧ください。

- 学習者用コンピュータ：3 クラスに 1 クラス分程度整備
- 指導者用コンピュータ授業を担当する教師：1 人 1 台
- 大型提示装置・実物投影機：100%整備  
各普通教室に 1 台、特別教室用として 6 台  
(実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)

- 超高速インターネット及び無線 LAN：100%整備
- 統合型校務支援システム：100%整備
- ICT支援員：4校に1人を配置
- その他、学習用ツール（※）、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

と記載されております。

⑤では、門真市内の小中学校の整備状況はどのような状況なのでしょうか。

こちらをご覧ください。

小学校では、各教室に50型のデジタルテレビが設置されており、教育コンテンツの映像やパソコンを活用した資料提示、見本となるノートやプリントを実物投影機にて写し出し、全体交流に活用する等、多岐にわたっての活用が多くの学校で実施されております。

更に、タブレット型PC各校30台及び各校1台の電子黒板、各校5台のプロジェクター、有線LANだけでなく、可動式の無線アクセスポイントも各校に学級数分の設置があります。

⑥次に、中学校について、ご説明いたします。

中学校では、各校に「プロジェクター及びスクリーン」を各10台ずつ設置、また、タブレット型PC各校23台及び各校5台の電子黒板、有線LANだけでなく、可動式の無線アクセスポイントも各校に学級数分の設置があります。

更には、全ての教科ではございませんが、デジタル教科書の導入も行っております。

しかし、小学校と異なり、教室にデジタルテレビのようなモニタが設置されておらず、プロジェクター及び電子黒板を活用した授業づくりが主流となっております。

もちろん、教育コンテンツ集やパソコンを活用した資料提示、見本となるノートやプリントを実物投影機にて写し出し、全体交流に活用する等、多岐にわたっての活用が多くの学校で実施されております。

⑦一方、先進的な導入及び活用をしている市の状況はどのような状況になっているのでしょうか。

寝屋川市を例に見ていきたいと思っております。

- 全小学校にタブレットPC41台
- 小学校全教室に電子黒板セット、Windows8PC設置

○支援学級、通級指導教室に電子黒板セットを設置、Windows8PC を設置

○中学校教員数の指導用 PC、電子黒板セット

(1～3 年学級数・支援学級・通級指導教室)、タブレット PC を設置

○全小学校に担任外教員用の Windows10PC を設置

こちらをご覧くださいお分かりかと思いますが、子ども用のパソコンが一人 1 台確保することができ、電子黒板と連動した効果的な授業づくりを行うことができていると聞いております。

⑧平成 32 年度（2020 年度）から全面実施となっている新学習指導要領でも、ICT や情報活用能力といった言葉が多く示されております。

また、現行の学習指導要領から新たな項目が示され、

- ・主体的・対話的で深い学び：深い学びに向けた思考ツールとして
- ・小学校における「プログラミング教育」の導入：PC を活用した論理的思考の育成
- ・小学校における「外国語」の教科化：英語における映像や音源の活用として
- ・言語活動、情報活用能力（情報モラルを含む）等の学習の基盤となる資質・能力の育成

また、国では、「デジタル教科書」の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン検討会議も開かれており、学習環境の整備だけでなく、

- ・個別学習の場面
- ・協働学習の場面
- ・一斉学習の場面
- ・障がいのある子ども等の学習上の困難の低減
- ・その他、教材準備の軽減により、子どもと向き合う時間の確保することができる

等、ICT 機器をより効果的に活用することにより、子どもたちの学力保障にもつながると示されております。

⑨授業における子供たちの思考の流れについては、「なぜ？」といった疑問から始まり、学習課題の設定や見通しを確認し、自身の考えを対話することでより考えを深め、「なるほど！」と納得できる解答を得て、まとめる（振り返り）ことで次の学びへとつながっていく。

それらの思考をより可視化するにあたり、手軽に使える ICT 機器を効果的に活用することで、情報がすぐさま収集することができたり、獲得した学習内容をまとめ、発信したりすることができ、それを各教科において育成すべき資質能力が育成されることにつながるものとしております。

⑩それら取組を進めるにあたり、個から集団、集団から個へと対話を行うにあたり、当然のことながら、話を聞きあえる関係性の構築が重要となってきます。そのうえで、自分一人だけの考えでなく、多様な情報を他の子どもから収集したり、インターネットで調べたりすることで、共に課題解決に向けた考えの構築に迎えるのではないのでしょうか。

⑪門真市教育委員会としまして、子どもたちの学習意欲の向上また、教職員の多忙化解消の実現に向け、「ICT 教育推進プラン」に基づく整備の実現を目指し、子どもたちの「確かな学力」の育成に寄与したいと考えております。

⑫そのうえで、短期的目標としまして、

①ICT 機器を活用した効果的な授業づくり

⇒指導力向上に向けて

②ICT 機器の更なる整備に向けた計画

⇒子どもたちの「学びに向かう力」の育成を目指して

③校務のシステム化による業務軽減

⇒多忙化解消に向けて

これらを中心に、計画を進めてまいりたいと考えております。

以上でプレゼンを終わります。また、分科会での審議をよろしくお願いいたします。